

文教福祉常任委員会日程

令和3年6月15日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 8 号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 9 号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第10号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第11号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第13号 学校給食センター施設用備品（第二調理場食器洗浄システム）の購入について
- (5) 議案第14号 令和3年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳出2款総務費1項10目、3款民生費

文教福祉常任委員会会議録

招集年月日	令和3年6月15日(火)			
招集場所	八街市役所 本会議場			
開閉会時刻	開会	午前10時00分	委員長	加藤 弘
及び宣告	閉会	午前11時10分	副委員長	山口孝弘
委員の氏名	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	加藤 弘	出	小菅 耕二	出
及び	山口孝弘	出	栗林 澄恵	出
出欠の有無	京増 藤江	出	小向 繁展	欠
	小高 良則	出		
委員外議員	議長 鈴木 広美	出		
委員会に出席した	事務局長 日野原 広志		副主幹 須賀澤 勲	
事務局職員職氏名	主査 渋谷桂子・嘉瀬順子		主任主事 今 関 雅	
八街市議会委員会条例	市民部長 吉田 正明		市民課長 中澤 ゆかり	
第18条の規定により	国保年金課長 石井 健一		高齢者福祉課長 飛田 雅章	
説明のため出席した者の職氏名	市民協働推進課長 古内 博			
	その他関係職員			
	教育次長 関 貴美代			
	学校給食センター所長 川津 和久			
	その他関係職員			
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○加藤委員長

それでは、定足数に達していますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおり審査を行います。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届出は小向繁展委員からありました。

次に、八街高校インターンシップのため、3名の高校生の入場を許可しました。

次に、6月10日の全員協議会で議会改革特別委員会委員長から説明のありました八街市議会基本条例の市民説明会の動画の撮影を許可しておりますのでご協力ください。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に小高良則委員、小菅耕二委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり6件です。

議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。付議案の26ページから28ページ、議案説明資料は46ページになります。

今回の改正の概要でございますが、大きく分けて3点ございます。

1点目は、令和3年度から令和5年度までの介護保険事業計画の策定に合わせ、当該計画期間中の保険料率を定めるため、第4条について所要の改正を行うものでございます。

なお、介護保険料につきましては、各所得段階とも令和2年度から据置きとなっております。

2点目は、平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金控除の控除額が一律10万円引き下げられたことにより、所得情報を活用している社会保障制度において、意図しない影響や不利益が生じないように介護保険法施行令の一部が改正され、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例が設けられたことから、本市においても、同様の特例規定を附則第13条以降に追加し、影響や不利益が生じないように措置するとともに、同様の理由による介護保険法施行規則の一部改正に伴い、第4条中第7段階以降における所得基準額について200万円を210万円、300万円を320万円、400万円を410万円にそれぞれ改めるものでございます。

3点目は、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置について、令和3年度も実施しようとするもので、附則第11条及び第12条について所要の改正を行うのでございます。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に書き下ろす形に改めるものでございます。

最後に、この条例は公布の日から施行し、改正後の八街市介護保険条例第4条並びに附則第11条及び第12条の規定は令和3年4月1日から適用することといたします。

また、改正後の八街市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることといたします。

以上で八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

それでは、26ページについて、第4条なんですが、項目について確かめさせていただきたいと思います。

200万円を210万円に改める。また、200万円以上300万円を210万円以上320万円に改める。そして300万円以上400万円を320万円以上410万円に改めるということであるんですが、これは保険料の第7段階以上についての変更ということでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

委員さんのおっしゃるとおり、第7段階から10段階までの改正でございます。

○京増委員

次ページ、27ページについてなんですけれど、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額400万円以下であることというふうになんかあるんですが、これは前年度と変わっていないと思うんですが、いかがでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

この400万円以下という部分に関しましては、前年度と変更ございません。

○京増委員

なぜお聞きしたかといいますと、前年度と比べて減少額が、令和2年度の減少額、例えば2割以上とか3割以上とか減額したら減免になるとかあるわけなんですけれど、その収入の減額割合も、これは同じだと思うんですが、いかがですか。

○飛田高齢者福祉課長

その減額の割合と申しますか、条件につきましても同じでございます。

○京増委員

それと、令和2年度は、本当に収入が減って減免に、介護保険料が減免されて本当に助かったわけなんですけど、令和3年度はさらにまた同じ額ほど、同じ率の収入が減らなければ減免にならないわけですね。まず、その点について。

○飛田高齢者福祉課長

そうですね、前年度の所得額に比して10分の3ということになっておりますので、おっしゃるとおりでございます。

○京増委員

となりますと、前年度は収入がある程度減って減免されたけれど、今年度は同じ収入であっても減免をされないと、そういうことになりますね。

○飛田高齢者福祉課長

おっしゃるとおり個々の収入の状況はまちまちですので、何とも言えない部分もありますけれども、確かに条件としては、実際には厳しくなっているという部分もあるかと存じます。

○京増委員

去年は、決算が出てみないと分かりませんが、令和2年度は、本当に収入が減ったけれど減免があったので、もしかしたら滞納率は減るのかなという気もするんですが、令和3年度は同じ収入でも減免がないというわけですので、これは滞納率は上昇するのではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

申し訳ありません。ちょっとその辺につきましては、何とも申し上げられません。ちょっと予測がつかみませんので、ちょっとこの場ではお答えできません。申し訳ありません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

議案第9号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。付議案は29ページ、議案説明資料は47ページをご覧ください。

この条例は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関して規定した八街市国民健康保険条例について、新型コロナウイルス感染症を定義するため

に引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

よって、定義を改正するものであり、本条例改正により傷病手当金支給の対象となる傷病の範囲に変更が生じるものではございません。

この条例は公布の日から施行いたします。

なお、傷病手当金支給の対象となる期間についてですが、令和2年1月1日から令和3年6月30日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため、労務に服することができない期間としておりましたが、令和3年5月18日付で、厚生労働省より令和3年4月1日から同年9月30日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため、労務に服することができない期間についても同様の財政支援の対象とする旨の通知を受けたことから、八街市国民健康保険条例施行規則で定める傷病手当金支給の対象となる期間を令和3年6月30日から令和3年9月30日に改正をいたします。

また、令和2年度に支給した新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の状況ですが、2件、43万7千720円となりますので報告をさせていただきます。

以上で、議案第9号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

支給対象者は何名だったのかお伺いします。

○石井国保年金課長

令和2年度の実績になりますが、2件という形になります。2名という形になります。

○京増委員

今まで国保には傷病手当金がなかったということですが、コロナ感染症のみですが初めて傷病手当が創設されたということでは、私はこれは一歩前進でいいことだと思うんですけど、しかし同じ場所で働いていて、もし事業者が感染した場合には、これは傷病手当が出ないというのは、これはやはり事業を続ける上でも大きな障害になるように思うんですけど、この点については、全国市長会などではどのような意見が出ているのか、ぜひ、私は把握しておいていただきたいんですが、把握されているのかどうかお伺いします。

○石井国保年金課長

全国市長会の状況については、申し訳ありませんが、把握の方はしておりません。

○京増委員

恐らく様々な市町村で、やはり事業者にも支給をとというような意見は出ていると思うんですが、市長会の動向は分からないにしても、各市町村のそういう意見表明とかは把握しておられるのかどうか伺います。

○石井国保年金課長

こちらの傷病手当の支給についてですが、国民健康保険法第58条の第2項に「保険者は条例の定めるところにより、傷病手当金の支給、その他の保険給付を行うことができる」と規定しておりますことから、市町村長の判断で任意の給付は可能となります。

ですが、この傷病手当金の財源についてですが、今、国の方では、あくまでも給与所得者、被用者のみということにされておりますので、市としましては、こちらの財政支援の対象となります被用者に対しての支給に、今は限らせていただきたいと思いますと考えております。

こちら事業者なんですけど、こちら事業者というのは、様々な就労形態の被保険者が加入しているということもございまして、いろいろな事業者によりまして、月や年、季節などによって、収入が大きく異なる職種もございまして、収入や状況など把握しづらい面もございまして、この傷病手当の算定というのは非常に難しいかと存じます。ですので、こちらの傷病手当の支給につきましては、現在、国の財政支援の対象となっております被用者に限らせて、傷病手当の事務の方を推進していきたいと考えておりますので、ご理解の方をよろしく願います。

○京増委員

確かに事業形態はいろいろだと思うんですけど、私は、問題は、そんなに大きな事業所じゃない場合には、本当に事業者がコロナに感染した場合には、私は大きな打撃を受けると思いますので、できるところからでももちろんいいわけですけど、研究をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第9号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

議案第10号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。付議案は30ページ、議案説明資料は48ページから51ページまでをご覧ください。

この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被用者等に係る国民健康保険税の減免を実施するため、所要の改正をするものでございます。

保険税減免の概要について説明をいたします。

減免の対象とする保険税は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限を設定する令和3年度分保険税であり、令和2年度末に国保資格を取得した等により、令和3年4月以降に納期限を設定する令和2年度分保険税も対象といたします。

減免の対象とする世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。または主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入のいずれかが前年の当該収入より10分の3以上の減少が見込まれるなど、所定の基準を満たす世帯となり、令和2年度に実施した減免とほぼ同様の基準となります。

減免申請の期限は、保険税条例第24条第2項の規定により納期限までとしておりますが、この新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険税の減免については、申請期限の特例により、申請期間を令和3年度国民健康保険税納税通知書発送日から令和4年3月31日までの間とし、期間内であれば、納期限後の申請も受付することといたします。

保険税の減免額は、世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者の前年の合計所得額のうち、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得の割合を算定し、当該世帯の保険税額に乗じて算出した減免対象保険税額に、さらに世帯の所得階層に応じて定めた減免の割合を乗じた額となります。

この減免額の算定や減免申請手続については、別に新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者等に対する八街市国民健康保険税の減免に関する要綱に規定し、事務手続を推進してまいります。

なお、令和2年度に行った新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税減免の実績ですが、令和元年度保険税が136件、295万5千500円、令和2年度保険税が165件、2千660万4千900円、合わせて166件、2千956万400円の減免、保険税減免を実施しております。

この条例は公布の日から施行し、改正後の八街市国民健康保険税条例附則第15条の規定は、令和3年4月1日から適用することといたします。

以上で、議案第10号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○京増委員

48ページの説明に、世帯の収入、事業収入等の額の10分の3以上が前年度よりも減少であれば、右側のページに書いてある減免割合で減免されてまいりました。これは令和2年度ですね。今年も同様に、前年度よりも10分の3以上減少すれば減免がされるわけなんですけど、先ほども介護保険のところでもお聞きしましたけれど、前年度よりも10分の3も減るといことは、もう生活ができなくなるわけですから、それ以上減っても困るわけなんですけど、そのことから考えましても、今年度はもう大幅に減免対象が減るといふふうに考えられると思うんですが、まず、その点について確認します。

○石井国保年金課長

こちら令和2年度、昨年度の減免につきましては、保険税につきましては、前年の所得について課税させていただくような形になりますので、令和2年度はコロナによる影響がなかった令和元年中の所得を基に保険税の方を課税させていただき、令和2年、昨年については、コロナによる影響によりまして、一部の世帯につきまして、大幅な所得の減少となりまして、保険税の減免の対象者が多数にわたったわけですが、今年度につきましては、コロナの影響に生じた令和2年中と同じく、コロナの影響を受けています令和3年中の所得の比較となりますので、条件が同じような形になります。

また、令和3年度の保険税につきましては、前年の所得に課税されますので、昨年減免を行った方については、所得が、10分の3以上減少した所得に保険税を課税されるような形になりますので、今年度の保険税につきましては、大幅に減少した保険税が課税されているような形になります。

また、所得につきましても、減少している方につきましては、その減少した所得を基に算定をしておりますので、今年につきましては、保険税額は大幅に減少してくるものと見込んでおります。

また、減免対象者につきましては、昨年、保険税影響がなくて、今年になって影響が生じてしまったという方もいると思いますので、そういう方が減免対象の主体となってくると考えられますので、それにつきまして、ちょっと、今のところまだ把握していない状況でございますので、ただ相対的に見まして、昨年度よりは減少するのではないかと考えております。

○京増委員

今年度新たに10分の3以上収入が減った方については対応がされるわけですが、例えば、このところもちろん収入が減ってきている、そういう方も増えているわけですが、とにかく10分の3以上減らなければ去年のような減免はできないということでは、生活が大変になると考えられます。確かに、去年の収入が減っていますから、国保税自体は例年よりは低くなるというのはそうだと思いますけど、しかし今度は減免化されないために滞納せざるを得ない、そういう方たちに対しては、どのような施策があるのかお伺いします。

○石井国保年金課長

こちらにつきましては、昨年の12月の定例会で承認をいただきましたところなのですが、今年、基礎控除額が33万円から43万円に10万円引き上げられています。これにつきましては、給与所得や年金収入の方につきましては、控除所得額が10万円引き上げられているため、相殺される形で影響の方はございませんが、事業所得、飲食店や農家など、事業所得の方につきましては、基礎控除額が10万円上がるとともに、軽減判定所得額につきましても10万円引き上げられるということになりますので、こちらの取得の方につきましては軽減につながってきますので、これらの方法によりまして、納めやすい税体制が構築できればと考えております。

○京増委員

あと、徴収猶予の特例というのも今年度はやっぱり使えるかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○石井国保年金課長

今の保険税算定にあたっての特例制度ということでしょうか。ちょっと保険税算定にあたって、そういった特例制度がちょっと反映されているかということは、ちょっと把握しておりません。

○京増委員

税の徴収猶予の特例なんですが、令和2年度は国保の減免がかなりあったんですけど、令和2年度412万円の特例の猶予がされています。今までの既存の徴収猶予についても、やはり国保税は既存の徴収猶予金額総額の半分ぐらいが、約半分が適用されているんですね。これぐらい国保税については納めにくい、なかなか納められない状況がありますので、ぜひ、住民の皆さんから相談があったら、こういう制度もありますよということで、支払うことができないということで、少しでも悩みが少なくなるように、しっかりと対応していただきたいと思います。

○山口委員

ちょっと確認させてください。これ、前年度と同様の改正というところになりますけれども、この前年度減免された方々というのは、人数等々はどのように把握されているのか、お伺いします。

○石井国保年金課長

こちら昨年度の実績ですが、昨年は令和2年2月以降の納期のものということで令和元年8期分と、あと、令和2年度の全部の納期のもの、これは減免の対象になったんですが、こちら合わせまして166世帯、2千956万400円の減免の方を実施しております。

○山口委員

やはりこのコロナ禍において、大変な世帯になられている方が多くいるというのは承知しておりますので、この制度がちゃんと行き渡って、減免になるような形の対応等含めて、適切に対応していただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第10号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○中澤市民課長

議案第11号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。付議案の31ページ及び議案説明資料の52ページをご覧ください。

この条例改正は、市民の利便性向上のため、個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機からの印鑑登録証明書の取得や申請者の本人確認による取得を可能とするため、所要の改正をしようとするものです。

なお、附則において、この条例は、コンビニ交付事業の開始日と同日である令和3年10月1日から施行するものといたします。

以上で、議案第11号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○山口委員

ちょっと確認をさせてください。これは印鑑登録証明書がコンビニで取れるようになるということになりますが、本来であれば印鑑登録証明書だけでなく、住民票とか併せて取れるような形が一番好ましいかなというふうには思いますが、例えばこれを整備して、その後に住民票が取れるような形に整備していくという方向性は、そのような形というふうにご考えていらっしゃるんですね。

○中澤市民課長

条例で定めているのが、印鑑登録証明書の関係だけなので、今回の改正は印鑑登録証明書のみになるんですが、それ以上の上位条例の関係で、今回、印鑑登録証明書のほかに住民票の写し、それから課税証明書、非課税証明書、所得証明書、こちらの5点をコンビニ交付の対象としております。

○山口委員

分かりました。じゃあ、そういうことは、これを改正したことによって、そういった住民票とかも取れるような、取得できるような形になるということですよ。

あともう一点お聞きしたいのが、例えばですけども、例えばこの条例を変えて、すぐさま10月1日より交付ができるような形になりますが、例えば金銭面的なところになると、システムの、今の段階だと住民票だけだけれども、システムのところで先ほどの住民票とかも、金銭的には変わらないということですか。

○中澤市民課長

システム改修の方が今説明させていただいた全部の証明書が取得できるような形で改修を実施しているところですので、その予算を措置して対応しておりますので、現在の予算で対応できる形にはなっております。

○山口委員

分かりました。その2点確認できましたので、承知しました。ありがとうございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

議案質疑で市内四十数か所で受けられると聞いていたんですけど、聞き漏れがあったらすみませんけど、これ、市外どこでも対応されているものなんでしょうか。

○中澤市民課長

コンビニ交付等ということで、キオスク端末が設置されているところであれば取得できますので、コンビニエンスストアのほかに全国のスーパーや、あとドラッグストア等も設置しており、4月の時点ですと、全国で約5千600か所ほど設置がされております。市内で、先日お答えさせていただきましたとおり、コンビニとスーパー等で全部で41店舗という形になります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。栗林委員。

じゃあ、ちょっと栗林さん、待ってください。

中澤市民課長。

○中澤市民課長

申し訳ございません。全店舗で、すみません、5万6千店舗です。失礼いたしました。

○加藤委員長

じゃあ、栗林委員。

○栗林委員

すみません、ちょっと付随という形になってしまうかもしれないんですけども、いわゆるマイナンバーカードを使ってコンビニで取得する場合は、暗証番号とかという形を入れないと取得ができないんですけども、いわゆる発行して、その分を詳しくご説明いただいているかだけの確認です。すみません。

○中澤市民課長

今回、コンビニエンスストアで利用される暗証番号は、利用者証明用電子証明書という電子証明書の一種で、この証明書はインターネットを閲覧する際などに利用者本人であることを証明する仕組みのもので、本人認証の手段として使用されるものです。

○栗林委員

それで、いわゆる申請を受けて、交付されますよね、カードを。交付されたときに詳しくその部分を、この部分がないとコンビニとかで使えないというところのご説明はしていただいているかの確認でした。

○中澤市民課長

まず、取得される際に、電子証明はご自身で希望するかどうかということで申請をされます。希望された方については、利用方法についてはご説明差し上げております。

ただ、当初、もう、この制度が始まって5年程度経過しますので、まだコンビニ交付を始める段階でなかった時点ではご説明の方は差し上げていないんですが、この制度が決まりましたからは、コンビニ交付に使えますというご案内は差し上げております。このできなかった方には、ホームページや広報等でお知らせをさせていただく予定でおります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

1点ほどお伺いいたします。住民サービスとしては、非常にいいサービスが始まるなど思っております。それで、発行にあたっては、利用者が300円支払うということですが、事業者、いわゆる事業を行っているコンビニエンスストアとかそういう業者さんには、八街市からはどのような手数料とかお支払いするのかお伺いします。

○中澤市民課長

実際、今後運営していくにあたって、コンビニエンスストアと実際の契約はしませんで、コンビニ交付を行う証明書サーバー、こちらが、J-LISという、地方公共団体情報システム機構の方で運営しているサーバーを使用するような形になるので、J-LISと契約はするんですけども、J-LISがこのコンビニエンスストアと契約をしまして、それに対して、市から運営費の負担金を支払ったりとか、あと、交付手数料についても、1枚117円という負担金を払うような形になっております。それは直接コンビニ等のやり取りではなくて、J-LISが間に入って対応するような形になっております。

○小菅委員

今117円でしたっけ、1件あたり支払う、市の方から払うということで。今までは、市の庁舎の中で発行する場合は300円でしたっけ。今度かなり減収もするし、また費用もかかるということで、それはそれでまた、3月補正とかで対応していくのでしょうか。そうですね。

○中澤市民課長

差額の分ということによろしいでしょうか。

○小菅委員

はい。

○中澤市民課長

差額の分は既に予算化しておりまして、項目替えというか、歳出を歳入の方に振り替えるというような形で対応する形になります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

今回はコンビニなどの民間の力を借りることによって、マイナンバーカードもそこでは使われるわけですが、これが漏れてしまうというようなことはないのかどうか。漏れたら大変なことになるわけですが、その点についてはどのようにされるのかお伺いします。

○中澤市民課長

コンビニ交付自体のまずセキュリティーにつきましては、まず専用の通信ネットワークを利用しております。それから、SSL通信による通信内容の暗号化によって漏えい防止対策が取られております。あと、証明書印刷後には、証明書データを完全に消去されるような仕組みになっております。証明書自体にも偽造や改ざん防止対策が取られておりますので、十分な対策が取られているものと考えております。

○京増委員

安全対策については、もう、やり過ぎるということはないと思いますので、絶対に外部に漏れないような、そういう対策を何とでも取っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第11号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、学校給食センター施設用備品（第二調理場食器洗浄システム）の購入についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○川津学校給食センター所長

議案第13号、学校給食センター施設用備品（第二調理場食器洗浄システム）の購入についてご説明いたします。付議案は33ページをご覧ください。

本件につきましては、一般競争入札の結果、日本調理機株式会社千葉営業所が3千586万円で落札し、令和3年4月27日に仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、物品購入契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

学校給食センター第二調理場で使用しております食器洗浄システムにつきましては、平成10年の第二調理場開設時に設置したもので、設置後23年が経過し、経年劣化に伴う各種不具合が生じており、主要部品の調達が不可能な状況となっていることから、不測の事態が生じる前に設備を更新しようとするのでございます。

なお、システムの更新作業は、議決後直ちに発注し、小・中学校における夏季休業期間中に完了させるものとし、第2学期からの給食の提供に支障がないよう計画しているものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小菅委員

26年ですか、使われていた洗浄機が新しくなるということですが、この機種を、新しくなる機種を選定されたと思うんですが、その選定される、いわゆる経済性が高いとか、水をあまり使わなくなるとか、いろいろな点があるかと思えますけれども、特徴を教えてくださいと思います。

○川津学校給食センター所長

お答えいたします。食器洗浄システムにつきましては、基本的には今設置してあるシステムと大きくは変わりはありませんが、内容としましては、食器自動供給装置、食器洗浄機及び食器自動整理装置によって構成されるシステムとなっております。給食提供用のランチ皿、おわん、食器籠及びスプーンを同時に洗浄することができる装置でありまして、洗浄用の洗

剤も自動で供給できるものとなっております。基本的には、使用する電気代、また燃料の方は同等のものというふうに考えております。

以上でございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

恐らく今まで古いのを、年数がたったものをだましまし使ってこられたのかなというふうに想像するんですけど、まあ本当にしょっちゅう故障するようならば新たなものの方が不測の事態を防げるのかなというふうには思います。

今までどのようなトラブルがあったのかお伺いします。

○川津学校給食センター所長

お答えいたします。食器類を機械の中に流すのはコンベヤーが入っているわけなんです、そのコンベヤーの損傷などで、そのかけらが食器とともに流れてしまうというようなことで、異物混入のおそれがありました。

また、センサーですとか電気制御装置など、電気系統の不具合があったというような不具合が発生している状況でありました。よろしいでしょうか。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

入札は何者だったのかお伺いします。

○川津学校給食センター所長

お答えいたします。応札者は4者ありました。

○京増委員

今回は第二調理場の食器洗浄システムなんです、第一調理場についてはどのような状況なのかお伺いします。

○川津学校給食センター所長

お答えします。第一調理場に関しましては、食器洗浄機が2台あります。これは平成2年度の開設時から稼働しておりまして、実働で言いますと31年が経過しております。

しかし、第二調理場の方が電子制御システムというんでしょうか、基盤等の不具合がありまして、なかなか対応が難しくなるものに対して、第一調理場に関しましては、アナログ的なちょっと古い形式なので、アナログ的な構造になっておりますので、何とか手を加えながら稼働させることができているというような状況であります。

○京増委員

アナログ的なもので本当に手をかけながらやっておられるようなんですけど、それにしても、先ほどコンベヤーの損傷の説明がありましたけれど、それによって異物混入のおそれとか、そういうのは大丈夫なのかお伺いします。

○川津学校給食センター所長

異物混入に関しましては、常に職員、そして委託調理業務の職員一同、常に神経をとがらせながら日々対応しているところでございます。不具合があったときには、調理場の現場方からすぐに連絡を入れさせるような対応を取っております、その都度、職員の方、あるいは職員で間に合わない場合には、業者の方に発注して、すぐに修繕の対応をするなどの対応を取っております。

○京増委員

本当に働く人たちのご苦勞が大変だなというふうに思います。以前は市の直営だったんですが、委託をしておりますから、不具合についてはやはり委託先というのは、本当に、これ、もうどうしようもないというふうにという場合も多いのかなというふうに私は思うところがあります。

ですから、普段から、職員の皆さんが不具合なところはないですかとかということで、聞いてあげるということも必要だと思うんですが、その点についてはどうされているのかお伺いします。

○川津学校給食センター所長

お答えします。調理業務の委託業者と職員間、そして県の職員であります栄養士、この3者で毎月定例会を開催しまして、細かな部分も含めての調整、打合せの会議の場を持つようにしております。その中で大きなものについては上げていただくようにしておりますし、細かな部分に関しましては、その都度日々連絡、調整する体制を取っております。

○加藤委員長

京増委員に申し上げます。議案第13号は、給食センターの調理場の食器洗浄システムの購入についての議論をしております。こちらがされておりますので、それに沿った質問をしてください。それ以外の質問はご遠慮ください。

○京増委員

本当に経年劣化ですから、この給食の食器洗浄システムだけじゃないなと思って、やはりそれにつながるものできちんとならないと、子どもたちの口に入る給食ですから、私は、これはこの際にきちんと聞いておく必要はあると思うんですね。それでお聞きいたしました。本当に子どもたちの命に関わる問題ですから、ちゃんと毎月やっているということですので、今後ともぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○加藤委員長

ほかには。

○栗林委員

すみません、先ほどの小菅委員の関連になりますけれども、いわゆる機種を新しく変更するにあたって、今までのと同様ということだったんですけど、基本的というか考えるところ、新しいものを入れるとなると、やはり今までより、例えば水道を多く使わないとか、やはり

洗剤が少なくて済むとか、そういうところも考えて契約とかを、機種を選ぶのではないかなと、ちょっと私は感じたんですけども、そういうところでの、いわゆる選考するにあたって、この機種に決めるということにあたって、そういうようなお考えというか、検討をされたのかお聞きします。

○川津学校給食センター所長

古い、今使っておりますシステムでは、細かい話になりますが、ボール、おわんを洗うレーンが2レーン、そしてランチ皿を洗うレーンが3レーンありました。これを見直しまして、新たなものではボール、お椀を洗うレーンを3レーン、ランチ皿を2レーンというふうなものに変更することによりまして、洗浄時間の短縮ですとか、水の使用量の縮減が図れるというようなものを考えております。

先ほど小菅委員さんの方には、基本的には同等とお答えしてしまって申し訳ありませんが、洗浄時間の短縮による電気代、あとはボイラーの燃料代、水の使用量の縮減に関しましては、多少ながら見込めるのかなというようなところでおります。申し訳ありませんでした。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第13号、学校給食センター施設用備品の購入についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りいたします。審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定しました。

最初に、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費1項10目の提案者の説明を求めます。

○古内市民協働推進課長

それでは、2款総務費、1項総務管理費、10目協働のまちづくり推進費についてご説明い

たします。補正予算書9ページをご覧ください。

補正前の額に250万円を追加し、1千973万5千円にしようとするものでございます。

それでは、事業費についてご説明いたしますので、説明欄をご覧ください。

地区コミュニティ育成費250万円につきましては、全額18節負担金補助及び交付金で、一区コミュニティセンターに整備するテント、音響設備などのコミュニティ活動備品の購入について、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択を受けたことから、コミュニティ助成事業補助金として計上するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

それでは、3款民生費についてご説明いたします。補正予算書の9ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費は、補正前の額から506万5千円を増額し、補正後の額を8億9千399万2千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。敬老事業費506万5千円の増は、7節報償費、敬老報償品506万6千円の増が主なもので、敬老会に代わる新たな敬老事業として、75歳以上の方全員にお祝い品をお送りすることについて一部見直しを行い、1人あたり500円相当の品から1千円相当の品に変更しようとするための増額でございます。

10節需用費1千円の減は、お祝い品を送付する際に封筒に宛名ラベルを貼る方式から窓あき封筒に変更したことによる、ラベル代1万3千円の減及び封筒印刷代1万2千円の増でございます。

以上で3款民生費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○京増委員

敬老会を開けないということで、今回、敬老品、お祝い品を送るわけですが、このお祝い品を送るにあたっては、内容については様々な人のご意見を聞いてきたと思われるんですが、どのような経緯で今回のお祝い品になったのかお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

今回、お祝い品につきましては、具体的にはクオカードという形で進めさせていただいてございますけれども、このクオカードですね、市内の主にコンビニでご利用いただけると。コ

コンビニは八街市内どこでもございますので、比較的気軽にお使いいただけるのではないかな
というところと、あと、クオカードは、ご本人様にお使いいただけるのはもちろんのことで
すけれども、例えばご家族の方とかお孫さんとかに差し上げて、これで何か買いなさいよと
か何か買いに行こうよとか、そういった、ご家族のコミュニケーションの1つの手段として
ご活用いただけるかなというところもあり、クオカードという形で今回は提供させていただきました。

○加藤委員長

ほかに質疑は。

○栗林委員

今回のこのクオカードのいわゆる購入調達.....

○加藤委員長

すみません、栗林委員、もうちょっとマイクを近付けてください。

○栗林委員

すみません。調達される場所とかはもう検討されているのか、確認です。

○飛田高齢者福祉課長

クオカード、販売事業者は専門のと申しますか、1か所しかございませんので、そちらから
決められた金額で購入するというところでございます。

○加藤委員長

ほかに。

○山口委員

ちょっと確認させてください。クオカードなんですけれども、例えばクオカードは普通のク
オカードであれば、ちょっと、白い地にクオカードとちょっと書いてあって、1千円が小さ
く書いてあるようなタイプが主流だと思うんですけれども、せっかく敬老事業ということで、
例えばそのクオカードに何かちょっとした印刷、文字であったりとか「おめでとうございま
す」とか、そういった文字が書かれてあって、それをお送りするという形なのか、それとも
そういう無地のタイプなのか、その点はどのような考えなのでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

カードの図柄でございますけれども、無地のものが基本ですけれども、例えば1千円であれ
ば、1千円のクオカードの中には、無地以外にもいろいろなイラストであったり、写真で
あったり、そういったものが印刷されて、金額が変わらないというものがございます。

ただ、オリジナル性を出そうと思って、「八街市」と入れたりとか、「敬老お祝いおめでと
うございます」とか入ると、それはまたデザイン料とかがかかってしまいますので、額
が上がってしまいます。ですので、無地というわけではありませんけれども、何かおめでた
いような絵柄のものを選んだりとか、あるいはクオカードに八街市のメッセージとして、敬
老の意をお伝えするというメッセージをお付けしてお送りするという計画でございます。

○山口委員

デザインに関しましては、やはりもらった人は、あのときもらったねというふうに分かるような形がいいと思いますし、もらった方々が感謝といったらおかしいですけども、こちらとしては感謝、本当にこの八街を支えてきてくださった方々への感謝の意を込めて贈るという形ですので、それに沿った対応をカードに記載されていればいいかなというふうには思います。よろしくをお願いします。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

この予算の中で、先ほど封筒代が増額されているという話は聞いたんですけど、その封書を作る詰め込みとか、そういう費用等はどのようなふうを考えているのか、この中に入っているんですかね、お伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

封詰め作業につきましては、職員の方で行うという予定でございます。

○小高委員

敬老の、山口委員の質問にも近いところなんですけれども、敬老のメッセージ文書であったり、ほかに封書に封入できるものはあるんじゃないかと思うんですけども、その辺のご検討はいかがか。

○飛田高齢者福祉課長

そうですね、クオカード自体はオリジナルデザインというのはなかなか難しいところがあるんですけども、やはり委員さんのおっしゃいますように、まずは敬老の意をお伝えするということが大切だと思いますので、また心の籠った文面で、それで受け取る方にも喜んで受け取っていただけるような形にしていきたいなというふうに思っております。

○小高委員

ちょっとごめんなさい。封筒の大きさ自体は、どのくらいを考えているんですか。クオカードって小さなものですけど、一般的に購入すると。それで送るわけではないと思うんですよ、郵送ですよ。そうなってくるとA4が入る封筒とかだったら、他にも市の案内のパンフレットじゃないけど、敬老事業に絡めて市長のメッセージを入れたりとか、あるいは今コロナ禍ですから、コロナ禍で敬老を迎える方々に発信することなんかも同時に入れられるんじゃないのかなという話ですね。

○飛田高齢者福祉課長

大変失礼いたしました。工夫してまいりたいと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第14号中当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

文教福祉常任委員会を閉会します。

委員の皆様申し上げます。この後、文教福祉常任委員会協議会を開催しますので、第二会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時10分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員

※発言の訂正の表記について

- 発言の訂正**=発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン (ooo) を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。